

保存版

令和5年4月～

# 事業者用 ごみの分け方・出し方手引き

家庭ごみとは分け方・出し方が異なります！

## 事業ごみとは？ 営利・非営利に関わらず、 事業活動に伴うすべてのごみのこと

事業活動には、会社・商店・事務所・飲食店・工場など営利を目的とするもののほか、病院・社会福祉施設・官公庁・学校やNPOなども含まれます。  
法人・個人の別や業種・規模は問いません。

少量でも家庭ごみ集積所には出せません。

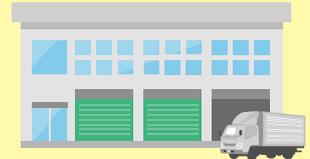
飲食店  
商店



オフィス



工場



### ごみ(廃棄物)

#### 事業ごみ

事業活動から生じるごみ

#### 家庭ごみ(生活ごみ)

一般家庭から生じるごみ

#### 産業廃棄物

事業活動により生じた廃棄物のうち、法令で定められた20種類の廃棄物

許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託  
(有料)

#### 事業系一般廃棄物

事業活動により生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物

##### 処理方法1

菊池広域連合の処理施設に事業者がみずから搬入  
(有料)

##### 処理方法2

菊陽町一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託  
(有料)

事業系一般廃棄物につきましては、菊池広域連合環境工場に搬入出来ますが、産業廃棄物は搬入できません。処分先や処分方法ごとに分別しましょう。



可燃ごみ



資源物

#### 事業系一般廃棄物



産業廃棄物